

## 令和2年度 第10回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和2年10月20日（火）  
招集場所 元気館 健康指導室
2. 出席委員 土居教育長、高倉委員、森岡委員、服部委員、井上委員
3. 説明のため出席を求めた者及び参加者  
高瀬学校教育課長、大橋生涯学習課長
4. 会議録に署名すべき委員の指名  
服部委員、高倉委員

土居教育長：

日程第1

これより、第10回の邑南町教育委員会を開催いたします。

(9:26～)

日程第2

今日の教育委員会の会議録署名は、服部委員さん、高倉委員さんをお願いをいたします。

日程第3 議決事項

議案第44号 邑南町教育委員会事務決裁規定の制定について

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

邑南町教育委員会事務決裁規定（案）ということで2枚付けさせています。今まで教育委員会の方におきましては、教育委員会の事務員規則であるとか、教育長に対する事務員規則等ございましたが、詳細なものについての規定がございませんで、これまでのところで運用という形で教育長部局の方では、実際事務の方が行われておりましたので、この度新たにこのように事務決裁規定ということを設定させていただきました。第一条趣旨の方につきましては、どういったことで規定をしたかということで第一条の方に書いております。第二条定義の方につきましては、それぞれ文言についての定義ということで、(1)号から(4)号までのところでそれぞれの文言に対する定義の方をそこに書いております。3条の決済の手続きにつきましては、これは基本的なことではあります。原則として順次係の上席を経て、直接上司の決済及び関係課の合議ということでこちらの決済の手続きの方、書いております。それから第4条の専決の例外措置ですが、これにつきましては、そこに(1)号から(4)号までございますが、それぞれ、(1)号の方につきましては重要と認めるものであったり、それから異例に属して、または先例となる恐れがあるもの等々、こちらについては、先決で処分するんでは

なく、あえて審議を行いながら事務を進めていくということで、ここに専決の例外の措置の方を4条の方で定めております。それから第5条の方で教育長の代理決裁等につきましては、これは5条の第1項になりますが、教育長さんが不在の時におきましては、こちらにあります職務代理者事務の委任に関する規則というのがすでにございますが、課長の順位等改めてこちらのほうで列記させてもらいました。それから2項の方で、課長が不在な時には次席の課の職員が代決をするということでこちらの方に記載しております。それから第3項のところでは代決後については、速やかに上席の職員又は教育長さんの方に後閲を受けるというようなことをこちらの方で記載しております。ただしということで簡易なものについてはこの限りではないということで記載しております。それから第6条の方で教育長の決済事項につきましては、そちら(1)号から(5)号までのところのございますが、これまでのところ、ここは特に事務手続き上運用という形で教育委員会内のところで事務決裁等がされておりましたものでございますので、こちらの方に明確に記述の方させてもらっています。それから、それぞれの決済を行います様式のところに本来であれば、副町長までとの決済欄がありますので、そこは第2項のところでは教育長に読み替えるということでこちら第2項の方で定めさせてもらっています。それから第7条のところでは課長の決済できる共通事項についてはということで町長部局の方になりますが、邑南町事務決裁規則の第7条の規定をということでこちらを定めているところです。第8条で課長の事務代決につきましては、課長が不在の時については上席の職員ということで課長補佐又はそれ以下につきましては、上席の職員の順番で代決ということでこちらの方も記載しております。それ以外の町の規定の準用については、第9条の方で町長部局の方で定めてあります邑南町事務決裁規則の規定を準用するというので、今回この教育委員会におきます決裁規定の方をこのような形で案として提案させていただきますのでございます。

土居教育長：

事務決裁規定を新たに策定をしようということで、事務局の方から説明がありました。これについてご質問等ございますでしょうか。

森岡委員：

今までは町の事務決裁規定なんかをつかってやってきたんですが、これをやる理由は何かあるのでしょうか。

高瀬学校教育課長：

例えば職員が県外出張であるとか、課長職とかの県外出張とか町長部局の副町長の決済をもらわなければいけない場合がありますので、どうしても急ぎの時にはですね、後からの事後承認という形になりますので、それは実際の手続き上よ

ろしくないであろうと思いますので、こちらの方の第6条の方にですね、そのところ明確に整備して、教育長の方で決済をもらえるというふうなことであえて今回このように規定の方を設けさせてもらったところでございます。

森岡委員：

わかりました。

土居教育長：

続いてご質問ございませんか。よろしいでしょうか。では議案第44号邑南町教育委員会事務決裁規定の制定についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第45号 教育支援委員会の諮問について

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

教育支援委員会の諮問についてでございます。対象児童の一覧表の方を付けさせてもらっております。10月22日になりますが、教育支援委員会第2回の判定会議の方を開催をする予定にしており、そちらの方にそちらの表にあります7名の方を対象として判定の方、会議を開催させていただきます。

(個人情報につき省略)

土居教育長：

ご質問はございませんか。

教育委員：

はい

土居教育長：

それでは、この7名の子どもさんについて諮問をさせていただきますので、答申についてはまた改めて議題にさせていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは議案第45号については諮問についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第46号 区域外就学について

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

議案第46号区域外就学についてでございます。区域外就学の申請書の方付けさせてもらっております。

以下、個人情報により省略

土居教育長：

議案第46号については現在川本小学校に通っている児童が中学校へ進学について、石見中学校、バスケットをやりたいということで区域外就学の申請が出ておるということで、これについて承認を求めるということでございます。これについてご質問ございますでしょうか。

高倉委員：

バスケットがしたいということで、石見中学校へ町外からの通学ということで、通学の時間の関係で登下校の通学はスムーズにいくのでしょうか。

高瀬学校教育課長：

詳細の方はそこまで確認しておりません。

土居教育長：

基本的には、家族が責任を持つというのが基本です。この子のために新たにバスを出すとかダイヤを組み替えるとかいうことはなかなか難しいという意味で。

高倉委員：

3年間保護者の方で送り迎えするという一方で。

土居教育長：

そのとおりです。

森岡委員：

バスの便がないんですかね、あの時間帯。川本はいくらかあるだろうけど。

土居教育長：

矢上高校へ来る便はあるはず。時間がどうかわからんけども、大体中学校の方が早いですよね高校よりは。始まるのが。そこら辺がどうなんかというところはわかりませんが、何本かはあるはず。

高倉委員：

保護者の方もそれは納得しとられるんですかね。

土居教育長：

他質問ございませんでしょうか。それでは議案第46号区域外就学については、ご承認をいただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第47号学校歯科医の委嘱について

高瀬学校教育課長：

続きまして議案第47号です。学校歯科医の委嘱についてでございます。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。現在の学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についてということで付けさせてもらっておりますが、先般の教育委員会の方で報告の方させてもらいましたが、瑞穂歯科クリニックの森崎先生が10月末をもって病院の方を閉められます。森崎先生の方に今瑞穂小学校の学校歯科医の方をお願いさせてもらっておりましたが、郡の医師会等々でお話いただきまして、11月からそちらにあります富永先生の方に学校歯科医ということで、瑞穂小学校の方をもっていただくということで決定しておりますので、11月1日付で、富永先生の方に委嘱状を送るのをさせていただければと思いますのでよろしくお願いたします。

土居教育長：

学校歯科医のことについて、ご質問ございますでしょうか。

服部委員：

これは学校歯科医っていうのは、例えば石見東とか石見中学校とかは無いですか。

土居教育長：

ここは委嘱じゃなく邑智病院と委託契約をしているので委嘱という枠の中には入らないということで載せてないということです。

服部委員：

わかりました。

土居教育長：

議案第47号学校歯科医の委嘱についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

では議案第48号、令和2年度邑南町一般会計補正予算第8号（案）について

高瀬学校教育課長：

資料を元に説明

議案第48号、令和2年度邑南町一般会計補正予算第8号（案）についてでございます。そちらに予算書（案）の方を添付させてもらっております。すでに9月議会のところで石見中学校の基本設計業務については委託費等補正予算の計上をさせてもらっておりました。今回この提案させていただきます補正予算につきましては、今後基本設計、それから基本設計を終わったのちに実施設計、それから建築等々行っていくますが、どうしても町の方に、その専門的知識を有する職員がいないということで、今後提案されます基本設計とか、基本設計と実施設計、建築等々のところでプロの方にですね、そこら辺の適正なものとなっているのかどうか。提案されたものが課題の提案になっていないかとかですね、そういったところを、専門的見地のところから見てもらうということで、現在考えておりますが、島根県建築住宅センターというのがございまして、こちら県内の方の官公庁の施設等々も実際その基本設計であったり、実施設計の方にですね専門的見地からですね、いろいろご意見等たまわっているところがございます。こちらの方につきまして、今回の石見中学校の改築工事につきましても、こちらの建築住宅センターの方をお願いしてですね、専門的などところからいろいろご意見等いただければと思い、計上させてもらっているところがございます。

土居教育長：

基本設計が始まるわけです。今、プロポーザル方式で、13社が応募しております。10月21日、明日第1次の審査があります。これは書類審査です。11月の25日

に二次審査で、13社の中から4社程度を書類審査をして、4社による11月25日は公開のヒアリング、プレゼンを予定しております。業者が決まったのちに基本設計に入るわけですが、その過程でいろんな業者と事務局とでやり取りをするわけですが、そのやり取りの中で、専門的な知識を持った方に同席をしていただいて、こちらの思いが形になるようにアドバイスをしてもらおうという、そういう委託契約をしたいということで、既に町長、副町長、財政とも協議をして、一応この額については認めてもらっておるところです。基本設計のうちで、11月の25日の公開の審査についても一応同席をしていただくような形で2名×6回ぐらいを予算計上させていただいております。これは来年度の5月末までに基本設計を終了してもらおうという中で、3月末までの補正という予算を計上させていただいておりますので、4月以降については、当初予算で上げさせていただくということで、3月末までの予算をあげてあるということでございます。114万円ぐらいの予算計上です。これについてご質問ございますでしょうか。

森岡委員：

もう一度名前を教えてください。

高瀬学校教育課長：

島根県建築住宅センターです。

土居教育長：

これは、県が県内の公共物を建築するときの専門的なアドバイスが必要だということで、県が立ち上げたという背景があるようです。先ほど説明があったように西ノ島町の役場であるとか、いろんな公共物のアドバイスをいただいております。そのような組織だということです。

高倉委員：

3月までの予算で、またこのあともいろいろ続けていろんな相談とか意見をいただく形で、県建築住宅センターにお願いするということでしょうか。基本設計まで。

高瀬学校教育課長：

基本設計以降、実施設計に入りますが、その試算の方につきましても、先ほど教育長さんの方から説明がございましたが、基本設計が5月末までのところで、それ以降実施設計ですが、来年度の令和3年度の当初予算のところ、残りの3か月分の基本設計とそれ以降の実施設計、それから実際建築始まってからの現場の管理とかですね、そういったものについてもこちらの方にご意見をいただくということで、今考えているところでございます。

森岡委員：

基本設計、実施設計があるんですけども、基本設計で、どのぐらいのところまで主として求めて今回契約をするのかということなんですけど、それを教えてもらいたい。

高瀬学校教育課長：

求めるといのは希望的なものですか。

森岡委員：

おそらく基本設計なんで、今までみなさんとお話合いをしていろんなことがある中で、ある程度こういうコンセプトでいこうというのがあると思うんですが、それに基づいて基本設計あげられると思うんですけど、基本設計なんで、例えば建物のデザインとか、あと細かいことですよ、そういうのを建物のデザインぐらいまで求めるのか、そうじゃなくてコンセプトに従ってこんな空間が必要じゃないとか、そういうのまでやられるのか、どういうところまで期待されとるのかなと思って。難しいところですよ基本設計と実施設計をわけるといのは。よくやるのは、昔は基本設計と実施設計を一緒にボーンとやってしまって、こちらの意見を言いながらまず基本設計をかかげて実施設計をしましょうと。基本設計だけやって実施設計というのは数値をいれるぐらいというのを昔やったことがあるんですけど、そのへんが分けて発注先も違うという事なんでどのぐらいまでやられるのかなとちょっとわからないので。

土居教育長：

ほぼ、そのまんまを実施設計に落とせるようになるぐらいまでは、多分色とか屋根とかそういう部分までは基本設計でほぼ固めてしまうんでしょう。

森岡委員：

デザインまでを。

土居教育長：

はい。

森岡委員：

実施設計というのはそれに基づいて正式に数字もひらって、初めて数字になって、設計して作っていくという。

土居教育長：



コストの問題もあって、機能ばかりでお金が掛からないようにする必要があることも含めて専門的な技術者が教育委員会にいないので、そこら辺を言われるままで総工費がかさむようにならないようにということで、こういう方に委託をして、やろうという考えです。

森岡委員：

初めてではないか、基本設計と実施設計を分けてやるのは。

高瀬学校教育課長：

今回あえて、かなりの金額になるかと思います。

森岡委員：

基本設計やった人は実施設計に入ってこないのか。

高瀬学校教育課長：

基本的に実施設計の方についてはですね、ある程度こちらの町内であったり県内であったりとか、実際基本設計の業者になるかもわかりませんが、できるだけ近くのところで、その後の改修だとかですね、修繕だとか必要な時には、遠くの方よりは近くの方の方がいろいろとお願いしやすいですので。

森岡委員：

わかりました。

土居教育長：

ご質問よろしいでしょうか。それでは議案第48号令和2年度邑南町一般会計補正予算第8号（案）についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

11月の10日に臨時議会が予定されておりますので、そこへ上程をさせていただきます。

議案第49号コロナ差別をなくすための宣言書について

大橋生涯学習課長：

議案第49号コロナ差別をなくすための宣言書についてでございます。議案書の次のページをご覧ください。まずご存じかと思えます。島根県でもいろいろ発症事例がありましたけど、その都度出てくるのが誹謗中傷であったり、差別であったりという、特に県内の高校であった事案はかなりひどいものであったというように聞いております。そういった中で教育委員会として、どのように動きをつくっていかうというところで、実は各課に人権教育を推進するための職員がいま配置をされております。今年度につきましては、各課でこういったものをですね、是非とも研修に入れ込んでいただきたいという呼びかけも含めて、今動きをはじめたところでございます。教育委員会につきましては、まずは公民館、職員さん集めて、研修会を実施をいたしました。その後教育委員会、生涯学習課、学校教育課両課の職員の研修ということで同じく宣言書作成のワークショップを行いました。その中で各職員のですね、思い、願い、ワークショップは二つでございます。自分がもし感染者になった時に周りの人にやって欲しいこと、寄り添って欲しいこと、と逆にですね、やってもらいたくない、言ってもらいたくない、この二つの項目のみのワークショップを実施をして、提案をさせていただきました。宣言書が出来上がったというところでございます。これはあくまで学校教育課、生涯学習課の職員の皆さんのワークショップの結果、そのような文言を使わしてもらいながら、作ったものがございます。今後につきましては、これはあくまで教育委員会、独自でやりましたので、もし認めていただければですね、早速教育委員会の入り口に貼ってですね、堂々と宣言をしてまいりたいなというふうに思っていますし、今本庁の方でも同じく動きがあるようで、各課でいろいろワークショップ等々やりながら各課で宣言書を作っていくのか、本庁内で一本にしていくのかっていうのは要検討ではございますけど、そのような動きで動いていると。また公民館は公民館で同じワークショップを使いまして、公民館の活推協であったりですね、いろんな利用団体さんに、うまくワークショップを取り入れて、このような宣言書をつくっているような状況でございます。しばらくすると、各公民館、本庁いろいろですね、宣言書が出てくるのではないかと期待をしているところでございます。

土居教育長：

事務局の職員が、ワークショップを行って、まとめた形で宣言書がつくられたということで、教育委員会という名称で宣言を出すのであれば、この教育委員会にかけて、承認をしていただいてから張り出そうということですので、ご意見をいただきたいと思えます。

森岡委員：

大変いいことだと思うんですが、3番目の医療従事者ら、新型コロナウイルス感染者の云々とあるんですけど、これは多分この表現でまあいいかどうかかわらな

いんですけど、邑南町の場合には老人ホームとか非常に福祉施設も非常に多いですよね。昔から旧石見の時は、生まれてから死ぬまで福祉をやっていくんだとかなり充実してやってきた、今の邑南町の福祉につながっていくと思うんですけど、その中でこの医療従事者らというふうな表現をしてしまうと、全部含まれているんだよとなるかもわかりませんが、なんかもうちょっと具体的な表現があればいいかなと。というのは、老人ホームの職員さんなんかおそらく我々と違ってものすごい移動規制を自分たちでかけていって、今でもやっとならるんですよ。中でその感染を起こしたら大変だということで、非常に努力はされているんで、そういうところを何とか表現というのが入ればと思うんですけど。その辺はどうなんでしょうか。

土居教育長：

「ら」というところに含めてはあるんだけど、それを明確に出したらどうかというご意見です。

森岡委員：

やってくださいということになると、うちの場合で特に福祉施設がすごい多いじゃないですか。そういうところも含めて頑張っておられるんで、その辺はどうかなと思って、保育園もそうですよね。

大橋生涯学習課長：

森岡委員さんおっしゃられた通りでございます。「ら」に集約をさせていただきましたけど、福祉施設であったり、保育所であったりという言葉はですね、ワークショップで必ず出てきたと思いますので、それを具体的に盛り込む様な形で、またバランスを考えないといけませんので、少しまとめさせていただくかもしれませんが、是非とも入れたいと思います。

土居教育長：

ご質問ご意見ございませんか。

高倉委員：

宣言文ということで、ワークショップで皆さんの意見をまとめられたということで、それぞれいい内容だと思うんですけど、これを掲示された場合に、ちょっと当事者とその家族と書いてあるよりか、コロナ差別やめよう！なくそう！宣言ときたら、コロナウイルスと戦う方々の心に思いやりを持って寄り添い支えますとかちょっと、シンプルにパッパッパッとあった方が、子どもも分かり易いし、皆さんの心にも、立ち止まって漢字をじっと長い文章を読んでいるよりか、短い言葉で書いてあった方がいいんじゃないかと思います。2番目なんか正しい情

報を得て、正しい情報がどれかまだはっきりわからない状態で、間違っただうわさには加わらず、異議を唱え正していきますとか。3番目はちょっと今の話も、森岡委員さんの話もあって、どこの方まで入れるかわからないですけど、1番や2番目の文は、コロナウイルスと闘うとか、新型なんかも付けずに書かれても十分に皆さんに伝わるんじゃないかなというふうに感じましたがいかがでしょうか。

大橋生涯学習課長：

この表記につきましてはワークショップで出た文言をですね、なるべく分かり易くというところでは入れさせてもらいましたけど、今のおっしゃられましたように、よりシンプルにというところで、文言については今一度検討させていただければというふうに思います。

森岡委員：

正しい情報を得てといわれると、何が正しいかまだわかってないですね。

服部委員：

私も正しい情報を得て、間違っただうわさにはというところが、宣言文についてじゃないですけど、ネットなんか見てもすごい何が正しいんで何が間違っただのか、この通りなんだけれども、何が正しくて何が間違ってるかっていうのがわからない。ていうところがあるので、この宣言文とは別に例えばあの、今こんなうわさがありますけどこれは間違ってますっていうような掲示をまた別に、こう張り出してもらえるとうれしいかな。

森岡委員：

別でそういうふうな啓発をということですね。

服部委員：

そうそう、こんなうわさも出てますけど、違いますよっていうような。何が正しくて何が間違ってるのかわからなくて、正しい情報ってのも分かりにくいですね。アビガン効きますというのが正しいか正しくないかというのはわからないけど、明らかに間違ってますよというのは、ちょっと判断付くかなって思うので、こういう噂ありますけど間違ってますよというのは載せてくださるといいかな。へんな噂が出てくると、「それ間違ってますよ。」ていうのは載せてくださるとうれしいかなと思いました。

土居教育長：

教育委員会だけでは難しいところがあると思いますので、総務課や行政スタッ

フと話をしてみたいと思います。

森岡委員：

要は宣言文とは別に付加する形で、いろいろなところから啓発してくるとか、案なんか読むところいうのをなんか啓発にねえ、使っていかれると皆さん折角議論されたのが生きてくるし、書いてくれたすごくいいことを書いてあるんでその辺ちょっと付加したりして、公募してやるとか、公民館を使ってやるとか、いろいろ啓発をされたらいいと思う。

土居教育長：

まあ、宣言文を作るということが意義があるという事ではなくて、公民館等でもそういうことについて話し合いをして、できるだけそういう誹謗中傷を防いでいくということが大きい議題だというふうに考えておりますので、これについても学校でも取り組んでいただいて、今日羽須美中学校では生徒が文化祭に向けて、2年生が提案をしたり中学生から意見を聞いたりして、纏めたものを11月の文化祭で発表するというような取り組みも、町内の中学校では行われておりますので知っておいていただけたらと思います。それでは、生涯学習課の方で検討されて張り出していくということによろしいでしょうか。

教育委員：

了

次回の教育委員会日程について

11月27日（金）15時00分から

日程第7 閉会宣言

以上で、第10回を終了します。

(～11:02)